

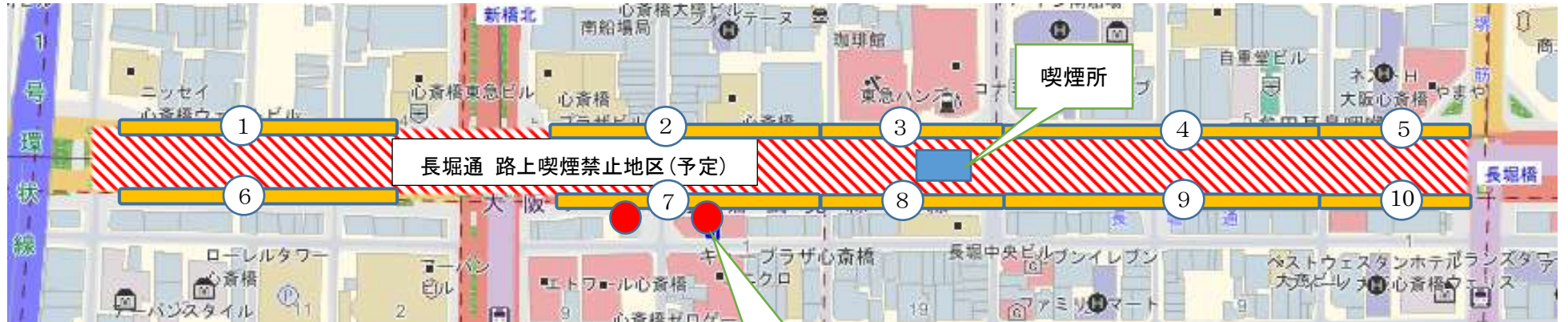
長堀通 路上喫煙禁止地区（予定）
における啓発用看板設置候補場所

中央区役所市民協働課 まち魅力推進担当

長堀通 路上喫煙禁止地区（予定）における啓発用看板設置候補場所

設置候補場所の選定方法

1. 一定の間隔で啓発用看板を歩道の植樹帯に設置するためブロック分けする。（参考：長堀通 約 800m）
啓発用看板を 100m～200mの間隔に 1 基設置するため、10 ブロックに分ける。（①～⑩）



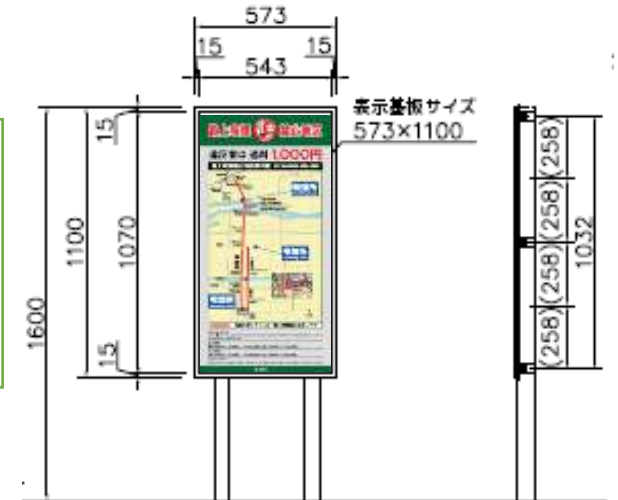
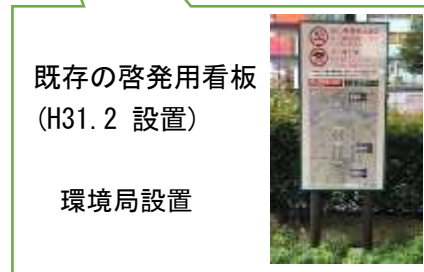
2. ブロック内で啓発効果の高い順を設置候補地とする。

- ① 大規模商業施設（東急ハンズ、ホテル等）付近
- ② バスの停留所付近
- ③ クリスタ長堀からの出入り口付近
- ④ 交差点付近（5m以上）

3. 1 連合につき 3 基以上を候補地とする。

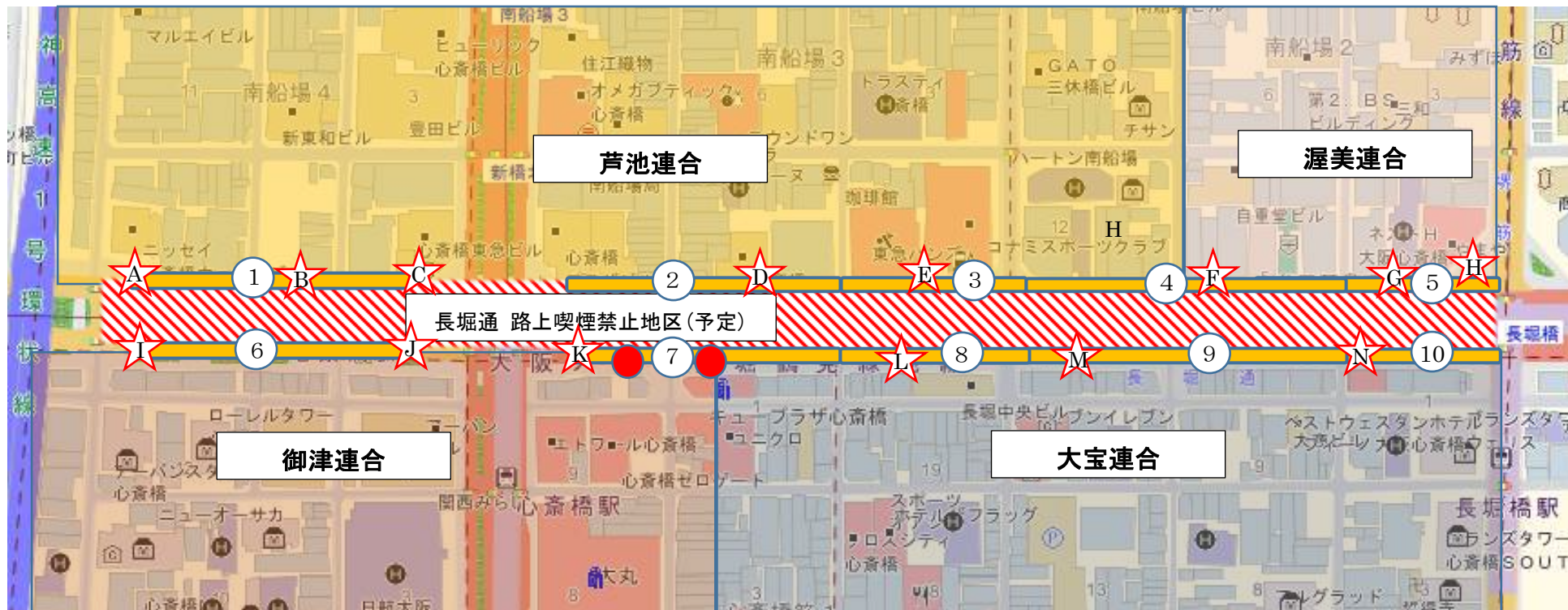
芦池連合、渥美連合、御津連合、大宝連合

4. 関係機関（建設局・所轄警察）と協議のうえ、最終 10 基を目途に候補地を絞り込み
本市路上喫煙対策委員会の諮問・答申を踏まえ、設置に向けた手続きを進める。



※ 設置する啓発用看板は、既存設置看板と同等のものとする。

設置候補場所



☆ 啓発用看板設置候補場所 (A~N)

● 既存の啓発用看板設置場所

ブロック①（高速道路高架下付近の交差点北側～御堂筋） 1～3 基設置

③ クリスタ長堀からの出入り口付近

- ★A (ア) クリスタ長堀「北12」出入り口付近の植樹帯
(南船場4丁目12番街区先)



- ★B (イ) クリスタ長堀「北11」出入り口付近の植樹帯
(南船場4丁目4番街区先)



② バス停付近

- ★C 「心斎橋東急ビル」向かいのバス停「佐野屋橋」付近の植樹帯
(南船場4丁目4番街区先)



ブロック②（御堂筋～東急ハンズ西側手前） 1 基設置

② バス停付近

- ★D 「リそな心斎橋ビル」向かいのバス停「心斎橋」付近の植樹帯
（南船場3丁目5番街区先）



ブロック③（東急ハンズ西側～三休橋交差点） 1 基設置

③ クリスタ長堀からの出入り口付近

- ★E クリスタ長堀「北7」、「北6」出入り口付近の植樹帯



ブロック④（三休橋交差点～南船場2丁目5番街区東側） 1 基設置

③ クリスタ長堀からの出入り口付近

- ★F クリスタ長堀「北4」出入り口付近の植樹帯
（南船場2丁目5番街区先）



ブロック⑤（南船場2丁目5番街区東側～堺筋） 1～2基設置

③ クリスタ長堀からの出入り口付近

★_G クリスタ長堀「北3」出入り口付近の植樹帯
(南船場2丁目12番街区先)

④ 交差点付近（5m以上）

★_H 長堀橋交差点付近の植樹帯



ブロック⑥（高速道路高架下付近の交差点南側～御堂筋） 1～2基設置

③ クリスタ長堀からの出入り口付近

(ア) クリスタ長堀「南16」出入り口付近の植樹帯

★_I (西心齋橋1丁目13番街区先)



(イ) クリスタ長堀「南13」、「南14」出入り口付近の植樹帯



(西心齋橋1丁目1番街区先)



ブロック⑦ (御堂筋～東心齋橋筋1丁目20番街区西側手前) 1基設置

② バス停付近



「キュープラザ心齋橋ビル」向かいのバス停「心齋橋」付近の植樹帯

(心齋橋筋1丁目10番街区先)



ブロック⑧ (東心齋橋筋1丁目20番街区西側手前～三休橋) 1基設置

③ クリスタ長堀からの出入り口付近

クリスタ長堀「南7」出入り口付近の植樹帯



(東心齋橋1丁目20番街区先)



ブロック⑨（三休橋～東心斎橋 1 丁目 10 番街区東側） 1 基設置

③ クリスタ長堀からの出入り口付近

クリスタ長堀「南 6」 出入り口付近の植樹帯



（東心斎橋 1 丁目 11 番街区先）



ブロック⑩（東心斎橋 1 丁目 10 番街区東側～堺筋） 1 基設置

③ クリスタ長堀からの出入り口付近

クリスタ長堀「南 2」 出入り口付近の植樹帯



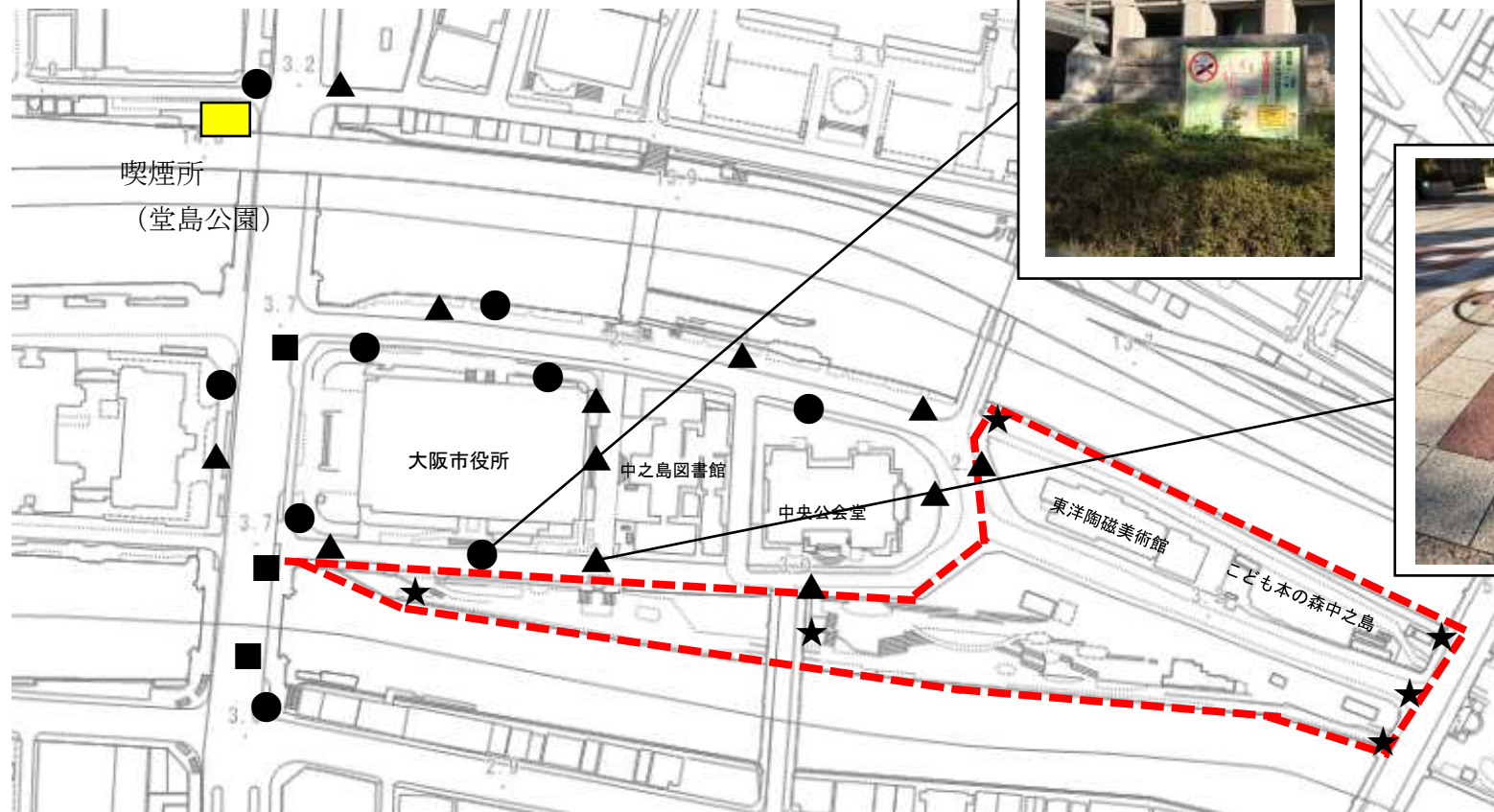
（東心斎橋 1 丁目 1 番街区先）



こども本の森中之島周辺地域 路上喫煙禁止地区（拡大予定）
における啓発用看板等設置候補場所

こども本の森中之島周辺地域 路上喫煙禁止地区（拡大予定）における啓発看板設置候補場所

1. 既存啓発看板の盤面の更新（●）
2. 看板等の新設検討（★）
3. 本市関係施設、各鉄道事業者への周知ポスター掲示依頼



凡例：●既存看板（9）／■既存路面シール（3）／▲既存路面タイル（12）／★新設検討場所（6）

